

議案第79号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月25日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第17条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する
場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の1
05、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の1
20」に改める。

第32条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月
に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合において
は100分の110」を「100分の120」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(説明) 特別区人事委員会の勧告に伴い、期末手当の支給回数を変更するた
め、条例改正の必要を認め、この案を提出します。